

# 愛媛県報

発行 愛媛 媛 県

第503号

令和6年4月23日火曜日 第503号

◇ 目 次 ◇
告 示

理容師法による講習会の指定(薬務衛生課) 331
美容師法による講習会の指定( " ) 331
大規模小売店舗の新設の届出の概要等(経営支援課) 331
土地改良事業の工事完了の届出(農地整備課) 332
公有水面埋立工事のしゅん功認可(港湾海岸課) 332
建設業者の許可の取消し(中予地方局管理課) 333
開発行為に関する工事の完了(中予地方局建築指導課) 333
道路の区域変更(県道一本松城辺線)(南予地方局愛南土木事務所) 333
道路の供用開始 ( " ) ( " ) 333
道路の供用開始(県道大洲野村線)(南予地方局大洲土木事務所) 334
公告
令和6年度において県が発注する建設工事に係る競争入札又は随意契約の見積りに加わろうとする者に必要な資格並びにその審査の申請の時期
及び方法等(行政経営課) 334
令和6年度において県が発注する建設工事関連業務に係る競争入札又は随意契約の見積りに加わろうとする者に必要な資格並びにその審査の申
請の時期及び方法等

# 告 示

## ○愛媛県告示第374号

理容師法(昭和22年法律第234号)第11条の4第2項の規定により、次のとおり講習会を指定した。

令和6年4月23日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 講習会の名称

管理理容師資格認定講習会

2 主催者

東京都渋谷区笹塚 2 - 1 - 6 JMFビル笹塚01(8階) 公益財団法人 理容師美容師試験研修センター

3 講習日

令和6年8月19日、令和6年8月26日、令和6年9月9日の3 日間

4 講習場所

松山市南堀端町2番地3 JA愛媛 リジェール松山

5 受講料

20 000円

#### ○愛媛県告示第375号

美容師法(昭和32年法律第163号)第12条の3第2項の規定により、次のとおり講習会を指定した。

令和6年4月23日

愛媛県知事 中 村 時 広

- 1 講習会の名称
  - 管理美容師資格認定講習会

2 主催者

東京都渋谷区笹塚2-1-6 JMFビル笹塚01(8階) 公益財団法人 理容師美容師試験研修センター

3 講習日

令和6年8月19日、令和6年8月26日、令和6年9月9日の3日間

4 講習場所

松山市南堀端町2番地3 JA愛媛 リジェール松山

5 受講料

20 ,000円

## ○愛媛県告示第376号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。) 第5条第1項の規定による届出があったので、同条第3項の規定に 基づき、次のとおり告示する。

- 111, - 111 - 111, - 111 - 111, - 111 - 111, -

当該届出及び法第5条第2項の添付書類は、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び東予地方局地域産業振興部商工観光課並びに新居浜市役所において告示の日から4月間縦覧に供する。

令和6年4月23日

愛媛県知事 中 村 時 広

- 1 届出の概要
- (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地 (仮称)ダイレックス新居浜高専通り店 新居浜市庄内町一丁目895番2 外
- (2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに 法人にあっては代表者の氏名

ダイレックス株式会社

佐賀県佐賀市高木瀬町大字長瀬930番地

代表取締役 五味 肇

(3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び

住所並びに法人にあっては代表者の氏名

ダイレックス株式会社

佐賀県佐賀市高木瀬町大字長瀬930番地

代表取締役 五味 肇

(4) 大規模小売店舗の新設をする日 令和6年12月5日

(5) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

1 252平方メートル

(6) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

ア 駐車場の収容台数

47台

イ 駐輪場の収容台数

44台

ウ 荷さばき施設の面積

60平方メートル

エ 廃棄物等の保管施設の容量

6.61立方メートル

(7) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉 店時刻

開店時刻 午前9時 閉店時刻 午後10時

- イ 来客が駐車場を利用することができる時間帯 午前8時30分から午後10時30分まで
- ウ 駐車場の自動車の出入口の数 2 箇所
- エ 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯 午前6時から午後10時まで
- 2 届出年月日

令和6年4月4日

3 意見書の提出

この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、告示の日から4月以内に、愛媛県に次のとおり意見書を提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を告示するとともに、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び東予地方局地域産業振興部商工観光課並びに新居浜市役所において告示の日から1月間縦覧に供する。

- (1) 意見書に記載すべき事項
  - ア 提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
  - イ 当該大規模小売店舗の名称
  - ウ 当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活 環境の保持のため配慮すべき事項についての意見
- (2) 提出先

愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課

## ○愛媛県告示第377号

次の県営土地改良事業の工事が完了したので、土地改良法(昭和24年法律第195号)第113条の3第3項の規定により公告する。

令和6年4月23日

愛媛県知事 中 村 時 広

土地改良事業の名称	土地改良事業の 施行に係る地域	土地改良事業の工 事の完了年月日
ため池等整備事業	浅海地区 (松山市)	令和 6 年 3 月22日

- 11. - C. 11 - - 11. - C. 11 - - 11. - C. 11 - - 11. -

#### ○愛媛県告示第378号

公有水面埋立法(大正10年法律第57号。以下「法」という。)第 22条第1項の規定により、次のように埋立てに関する工事のしゅん 功を認可した。

なお、法第22条第3項に規定する図書は、愛南町役場において告示の日から起算して10年を経過する日まで閲覧することができる。

令和6年4月23日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 しゅん功認可を受けた者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名及び住所

#### 愛媛県

松山市一番町四丁目4番地2 代表者 愛媛県知事 中村 時広 松山市岩崎町一丁目7番地7号

# 2 埋立区域

(1) 位置

南宇和郡愛南町福浦1867番から南宇和郡愛南町麦ヶ浦5番までの地先公有水面

(2) 区域

次の1点から45点までを順次直線で結んだ線及び45点と1点を結ぶ春分の満潮位(C.D.L.+230m 平成31年3月21日現在)の陸と公有水面との接する線により囲まれた区域

基点(南宇和郡愛南町福浦1864番1地先 堤に設置された金属鋲)は、北緯32度54分57秒、東経132度30分30秒の地点

1点は、基点から真北124度02分50秒、28 48mの地点

2点は、1点から真北56度32分42秒、3.67mの地点

3点は、2点から真北54度00分08秒、6.09mの地点

4点は、3点から真北52度02分21秒、4 84mの地点

5点は、4点から真北50度27分14秒、4 84mの地点

6点は、5点から真北48度54分26秒、8 52mの地点

7点は、6点から真北48度16分22秒、7.01mの地点

8点は、7点から真北47度18分06秒、6 51mの地点 9点は、8点から真北48度46分11秒、6 .15mの地点

10点は、9点から真北51度41分46秒、7.40mの地点

TOWNER OF THE PROPERTY OF THE

11点は、10点から真北56度11分15秒、6 03mの地点

12点は、11点から真北62度17分42秒、6 99mの地点

13点は、12点から真北67度55分27秒、7.08mの地点

14点は、13点から真北73度39分34秒、7.12mの地点 15点は、14点から真北80度01分55秒、5.99mの地点

16点は、15点から真北84度10分51秒、5 98mの地点

17点は、16点から真北89度28分13秒、6 29mの地点

18点は、17点から真北95度07分22秒、6.65mの地点

19点は、18点から真北99度53分14秒、7 36mの地点

20点は、19点から真北102度49分35秒、5.16mの地点

21点は、20点から真北103度43分27秒、6 86mの地点

22点は、21点から真北103度07分01秒、10 23mの地点

23点は、22点から真北103度11分03秒、11 .05mの地点

24点は、23点から真北100度01分42秒、6 84mの地点

25点は、24点から真北97度23分50秒、5 63mの地点26点は、25点から真北92度06分17秒、6 27mの地点27点は、26点から真北83度32分59秒、4 83mの地点28点は、27点から真北79度49分41秒、5 35mの地点29点は、28点から真北71度52分35秒、6 31mの地点30点は、29点から真北66度22分47秒、5 65mの地点31点は、30点から真北64度49分11秒、6 22mの地点32点は、31点から真北61度16分01秒、11 64mの地点33点は、32点から真北61度10分12秒、11 .14mの地点33点は、33点から真北61度57分02秒、7 00mの地点35点は、34点から真北61度57分02秒、6 34mの地点36点は、35点から真北67度18分42秒、7 67mの地点37点は、36点から真北77度55分48秒、8 79mの地点38点は、37点から真北77度55分48秒、8 79mの地点

39点は、38点から真北77度39分39秒、0 80mの地点 40点は、39点から真北78度27分26秒、5 07mの地点 41点は、40点から真北98度12分18秒、5 48mの地点 42点は、41点から真北100度44分05秒、7 74mの地点 43点は、42点から真北99度34分46秒、2 50mの地点 44点は、43点から真北79度53分50秒、4 91mの地点 45点は、44点から真北167度53分28秒、3 71mの地点

(3) 面積

2138 29平方メートル

- 3 埋立ての免許の年月日及び番号 令和2年7月14日 愛媛県指令2港第161号
- 4 しゅん功認可年月日 令和 6 年 4 月23日

## ○愛媛県告示第379号

建設業法(昭和24年法律第100号)第29条第1項第5号の規定に基づき、次のとおり建設業者の許可を取り消した。 令和6年4月23日

愛媛県知事 中 村 時 広

許可番号	許 可 年月日	商号又は名称	代表者氏名	主たる営業所の所在地	取 消 年月日	取り消した建設業の種類	取消しの原因 となった事実
(般 - 1)第11807号	令和2年 1月6日	ミセスホーム(株)	大下 博	松山市山越 5 - 8 - 15	令和6年 3月13日	土木工事業	建設業の廃止 (一部)
(般 - 1 )第17447号	令和2年 3月12日	エアコンサービス西森	西森 栄二	松山市南吉田町1843 - 45	令和6年 3月15日	管工事業	建設業の廃止

#### ○愛媛県告示第380号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第1項に規定する開発行為に関する工事が次のとおり完了した。 令和6年4月23日

愛媛県中予地方局長 矢 野 悌 二

検 査 済 証 の 番 号 及 び 交 付 年 月 日	工 事 を 完 了 し た 開 発 区 域 又 は 工 区 に 含 ま れ る 地 域 の 名 称	開発許可を受けた者の住所及び氏名
6中局建(開)第3号 令和6年4月12日	東温市田窪字海稲1197番 1	松山市枝松 5 丁目 7 番13号 不動産センター株式会社

# ○愛媛県告示第381号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。 その関係図面は、南予地方局愛南土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。 令和6年4月23日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路線名	区	間	旧・新 別	敷 地 の幅 員	延長	備考
県 道	— <del>* **********************************</del>	南宇和郡愛南町広見1935番地7から		旧	メートル 4.6~ 6.0	キロメートル 0.015	
宗 追	一本松城辺線	同町広見1935番地7まで		新	13 0~14 8	0 .015	

#### ○愛媛県告示第382号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。 その関係図面は、南予地方局愛南土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。 令和6年4月23日

#### 愛媛県知事 中 村 時 広

道路の	種 類	路	線	名	供	用	開	始	Ø	X	間	供用開始の日
県	道	—z	<b>卜松城</b> 辽	卫線	南宇和郡愛南町 同町広見1935番							令和 6 年 4 月23日

## ○愛媛県告示第383号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。 その関係図面は、南予地方局大洲土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。 令和6年4月23日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の	種類	路	線	名	供	用	開	始	Ø	X	間	供用開始の日
県	道	<b>*</b>	:洲野村	線	大洲市菅田町宇 同町宇津乙1050							令和 6 年 4 月23日

## 公 告

#### 〇公 告

令和6年度において県が発注する建設工事に係る競争入札又は随意契約の見積り(以下「競争入札等」という。)に加わろうとする者に必要な資格(以下「資格」という。)並びにその審査の申請(以下「申請」という。)の時期及び方法等は、次のとおりである。なお、既に令和6年度の建設工事に係る資格を有する者については、この公告に基づく手続は、要しない。

令和6年4月23日

愛媛県知事 中 村 時 広

#### 1 工事種別

- (1) 土木一式工事
- (2) 建築一式工事
- (3) 大工工事
- (4) 左官工事
- (5) とび・土工・コンクリート工事
- (6) 石工事
- (7) 屋根工事
- (8) 電気工事
- (9) 管工事
- (10) タイル・れんが・ブロック工事
- (11) 鋼構造物工事
- ⑴ 鉄筋工事
- (13) 舗装工事
- (14) しゅんせつ工事
- (15) 板金工事
- (16) ガラス工事
- (17) 塗装工事
- (18) 防水工事
- (19) 内装仕上工事
- 20) 機械器具設置工事
- (21) 熱絶縁工事

- ② 電気通信工事
- 23) 造園工事
- 24) さく井工事
- (25) 建具工事
- 26 水道施設工事
- ②7) 消防施設工事
- (28) 清掃施設工事(29) 解体工事
- 2 建設工事に係る競争入札等に加わることができない者
- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項各号のいずれかに該当する者
- (2) 地方自治法施行令第167条の4第2項(同令第167条の11第1 項において準用する場合を含む。)の規定により県の入札に参加させないこととされている者

#### 3 資格

- (1) 競争入札等に加わることができる者は、次のいずれかに該当する者とする。
  - ア 愛媛県建設工事請負業者選定要領(昭和39年7月愛媛県告 示第607号。以下「業者選定要領」という。)第2条の規定 による等級別格付け(以下「格付け」という。)をされた者
  - イ 愛媛県建設工事共同企業体事務取扱要綱(平成6年11月愛媛県告示第1275号。以下「共同企業体要綱」という。)第12 条第2項において例によることとされる業者選定要領の規定による格付けをされた経常建設共同企業体
  - ウ 共同企業体要綱第5条から第9条までに定める資格要件を満たすものとして、共同企業体要綱第11条第2項の通知を受けた特定建設工事共同企業体(特定建設工事共同企業体が加わることができる競争入札等の場合に限る。)
  - エ 共同企業体要綱第23条から第27条までに定める資格要件を満たすものとして、共同企業体要綱第28条第2項の通知を受けた地域維持型建設共同企業体(地域維持型建設共同企業体が加わることができる競争入札等の場合に限る。)
- (2) (1)の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する者は、資格

を有しないものとする。

- ア 営業に必要な許可、認可等を得ていない者
- イ 資格審査を申請する日前2年間において、振り出した手形 又は小切手が不渡りとなり、銀行当座取引を停止されている 者

#### 4 申請の時期

新たに資格の審査を受けようとする者の申請は、執務時間中 (午前8時30分から午後5時15分まで)において、随時受け付け る。ただし、特定建設工事共同企業体及び地域維持型建設共同企 業体に係る申請の時期については、別に公告するところによる。

- 5 申請書類の請求先、提出先及び提出方法
- (1) 請求先

県のホームページ (https://www.pref.ehime.jp/site/nyusatsu/7456.html) からダウンロードするか、又は別表の提出先に請求する。

(2) 提出先及び提出方法 別表の提出先に持参又は郵送により提出するものとする。

- (3) (1)及び(2)の規定にかかわらず、特定建設工事共同企業体及び 地域維持型建設共同企業体に係る申請書類の請求先及び提出先 については、別に公告するところによる。
- 6 申請書類の作成に用いる言語及び通貨
- (1) 申請書類の作成に用いる言語は、原則として、日本語とすること。
- (2) 申請書類のうち、外国語で記載したものは、日本語の訳文を付記し、又は添付すること。
- (3) 申請書類の金額欄については、外国の通貨単位によらず、出納官吏事務規程(昭和22年大蔵省令第95号)第16条に規定する 外国貨幣換算率により日本国通貨に換算して記載すること。
- 7 特定調達契約に係る競争入札等に加わろうとする者の取扱い
- (1) 特定調達契約(愛媛県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則(平成7年愛媛県規則第69号)第1条に規定する特定調達契約をいう。以下同じ。)に係る競争入札等に加わるうとする者は、申請書類を提出する際に、特定調達契約に係る競争入札等参加表明書(様式第1号。以下「参加表明書」という。)を提出すること。ただし、申請書類を提出した後において、特定調達契約に係る競争入札等に加わろうとするときは、随時、参加表明書のみを提出すること。
- (2) 参加表明書を提出した者には、資格の審査結果を特定調達契 約に係る競争入札等参加資格審査結果通知書(様式第2号)に より通知する。
- 8 資格の効力

資格は、令和6年度の建設工事に係る競争入札等について効力を有する。ただし、特定建設工事共同企業体又は地域維持型建設共同企業体に係る資格は、それぞれ当該特定建設工事共同企業体又は当該地域維持型建設共同企業体を結成して加わろうとする競争入札等について効力を有する。

9 令和7年度及び令和8年度の資格審査

令和7年度及び令和8年度の建設工事に係る競争入札等に加わるうとする者の資格については、令和6年10月に公示を行う予定であるので、当該公示に基づき申請書類を提出すること。

10 問合せ先

(制度全般)

愛媛県総務部総務管理局行政経営課

入札監理グループ 〒790 - 8570 愛媛県松山市一番町四丁目 4番地 2 電話番号 089 - 968 - 2294 (申請・受付) 愛媛県土木部土木管理局土木管理課 契約・建設業グループ

愛媛県松山市一番町四丁目 4 番地 2 電話番号 089 - 912 - 2643

〒790 - 8570

# **別表**(5関係)

申 請 書 類 の 提 出 先	申請者の所在地
愛媛県土木部土木管理局土木管理課 〒790 - 8570 松山市一番町四丁目 4番地 2 電話番号 089 - 912 - 2643	県外
愛媛県東予地方局四国中央土木事務所用地管理課 〒799 - 0404 四国中央市三島宮川四丁目 6 番55号 電話番号 0896 - 24 - 4455 (内線308、309)	四国中央市
愛媛県東予地方局建設部管理課 〒793 - 0042 西条市喜多川796番地 1 電話番号 0897 - 56 - 1300 (内線408、448)	新居浜市及び西条市
愛媛県東予地方局今治土木事務所管理課 〒794 - 8502 今治市旭町一丁目 4 番地 9 電話番号 0898 - 23 - 2500 ( 内線262、268 )	今治市及び越智郡
愛媛県中予地方局建設部管理課 〒790 - 8502 松山市北持田町132番地 電話番号 089 - 909 - 8769(ダイヤルイン)	松山市、伊予市、東温市及び 伊予郡
愛媛県中予地方局久万高原土木事務所用地管理課 〒791 - 1201 上浮穴郡久万高原町久万190番地 1 電話番号 0892 - 21 - 1210 ( 内線415、416 )	上浮穴郡
愛媛県南予地方局大洲土木事務所事業管理課 〒795 - 8504 大洲市田口甲425番地 1 電話番号 0893 - 24 - 5121 ( 内線304 )	大洲市及び喜多郡
愛媛県南予地方局八幡浜土木事務所管理課 〒796 - 0048 八幡浜市北浜一丁目 3 番37号 電話番号 0894 - 22 - 4111 ( 内線406、407 )	八幡浜市及び西宇和郡
愛媛県南予地方局西予土木事務所用地管理課 〒797 - 0015 西予市宇和町卯之町五丁目175番地 3 電話番号 0894 - 62 - 1331 (内線134、135)	西予市
愛媛県南予地方局建設部管理課 〒798 - 8511 宇和島市天神町 7 番 1 号 電話番号 0895 - 22 - 5211 ( 内線407 )	宇和島市及び北宇和郡
愛媛県南予地方局愛南土木事務所用地管理課 〒798 - 4194 南宇和郡愛南町城辺甲2420 電話番号 0895 - 72 - 1145 ( 内線205 )	南宇和郡

华	<b>寺定調達契約に係</b>	る競争	入札等参	加表明書		
					年月	月日
愛媛県知事	様					
	郵便番号	크				
	主たる質	営業所の	所在地			
	商号又同	は名称				
	代表者是	又は個人	の氏名			
	電影	舌 (	)	_		番

# 様式第2号(7関係) 特定調達契約に係る競争入札等参加資格審査結果通知書

第

号

年 月 日

商号又は名称

代表者又は個人の氏名様

愛媛県知事

印

1 資格の有無

工	事	種	別	資	格	0)	有	無	

2 有効期間 年 月 日から 年 月 日まで

# ○公 告

令和6年度において県が発注する建設工事関連業務(建設業法(昭和24年法律第100号)第2条第1項に規定する建設工事に関する調査、測量及び設計の業務をいう。以下同じ。)に係る競争入札又は随意契約の見積り(以下「競争入札等」という。)に加わろうとする者に必要な資格(以下「資格」という。)並びにその審査の申請(以下「申請」という。)の時期及び方法等は、次のとおりである。

なお、既に令和6年度の建設工事関連業務に係る資格を有する者 については、この公告に基づく手続は、要しない。

令和6年4月23日

愛媛県知事 中 村 時 広

#### 1 業種区分

- (1) 測量業
- (2) 建築関係建設コンサルタント業
- (3) 土木関係建設コンサルタント業
- (4) 地質調査業
- (5) 補償関係コンサルタント業
- (6) その他建設工事関連業
- 2 建設工事関連業務に係る競争入札等に加わることができない者
- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項各号のいずれかに該当する者
- (2) 地方自治法施行令第167条の4第2項(同令第167条の11第1 項において準用する場合を含む。)の規定により県の入札に参加させないこととされている者

#### 3 資格

- (1) 競争入札等に加わることができる者は、次のいずれかに該当する者とする。
  - ア 1 に掲げる業種の事業のいずれかを営む者であって、次に 掲げる項目について知事の審査を受け、適格と認められた者
    - (デ) 知事の審査を申請する日(以下「審査基準日」という。) の直前2年の各事業年度における実績高の平均
    - (4) 審査基準日の直前に行った決算における自己資本の額
    - (ウ) 審査基準日における業種区分ごとの有資格者の数
  - イ 愛媛県建設工事関連業務共同企業体事務取扱要綱(令和元年6月愛媛県告示第203号)第5条から第9条までに定める 資格要件を満たすものとして、同要綱第10条第2項の通知を 受けた共同企業体(当該共同企業体が加わることができる競 争入札等の場合に限る。)
- (2) (1)の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する者は、資格を有しないものとする。
  - ア 営業に必要な許可、認可等を得ていない者
  - イ 審査基準日前2年間において、振り出した手形又は小切手 が不渡りとなり、銀行当座取引を停止されている者
  - ウ 所得税若しくは法人税若しくは特別法人事業税(本県分に限る。)若しくは地方法人特別税(本県分に限る。)又は消費税を滞納している者
  - エ 県税を滞納している者
- 4 申請の時期

新たに資格の審査を受けようとする者の申請は、執務時間中 (午前8時30分から午後5時15分まで)において、随時受け付け る。ただし、共同企業体に係る申請の時期については、別に公告 するところによる。

- 5 申請書類の入手方法及び提出方法
- (1) 入手方法

次のいずれかの方法による。

- ア 県のホームページ (https://www.pref.ehime.jp/site/nyusatsu/7455.html) からダウンロードする。
- イ 10(1)の提出先に請求する。
- (2) 提出方法

持参又は郵送により10(1)の提出先に提出するものとする。

- (3) (1)及び(2)の規定にかかわらず、共同企業体に係る申請書類の入手方法及び提出方法については、別に公告するところによる。
- 6 申請書類の作成に用いる言語及び通貨
- (1) 申請書類の作成に用いる言語は、原則として、日本語とすること。
- (2) 申請書類のうち、外国語で記載したものは、日本語の訳文を付記し、又は添付すること。
- (3) 申請書類の金額欄については、外国の通貨単位によらず、出 納官吏事務規程(昭和22年大蔵省令第95号)第16条に規定する 外国貨幣換算率により日本国通貨に換算して記載すること。
- 7 特定調達契約に係る競争入札等に加わろうとする者の取扱い
- (1) 特定調達契約(愛媛県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則(平成7年愛媛県規則第69号)第1条に規定する特定調達契約をいう。以下同じ。)に係る競争入札等に加わろうとする者は、申請書類を提出する際に、特定調達契約に係る競争入札等参加表明書(様式第1号。以下「参加表明書」という。)を提出すること。ただし、申請書類を提出した後において、特定調達契約に係る競争入札等に加わろうとするときは、随時、参加表明書のみを提出すること。
- (2) 参加表明書を提出した者には、資格の審査結果を特定調達契約に係る競争入札等参加資格審査結果通知書(様式第2号)により通知する。
- 8 資格の効力

資格は、令和6年度の建設工事関連業務に係る競争入札等について効力を有する。ただし、共同企業体に係る資格は、当該共同企業体を結成して加わろうとする競争入札等について効力を有する。

9 令和7年度及び令和8年度の資格審査

令和7年度及び令和8年度の建設工事関連業務に係る競争入札 等に加わろうとする者の資格については、令和6年10月に公示を 行う予定であるので、当該公示に基づき申請書類を提出すること。

- 10 申請書類の提出先及び問合せ先
  - (1) 申請書類の提出先及び申請受付に関する問合せ先 愛媛県土木部土木管理局土木管理課契約・建設業グループ 〒790 - 8570 松山市一番町四丁目 4 番地 2 電話番号 089 - 912 - 2643
  - (2) 制度全般に関する問合せ先 愛媛県総務部総務管理局行政経営課入札監理グループ 〒790 - 8570 松山市一番町四丁目 4番地 2 電話番号 089 - 968 - 2294

<b>様式第1号</b> (7関係)	特定調達契約に係る競争入札等参加表明書	

<b>严</b> 極	茯	年 月	日
愛媛県知事	様		
	郵便番号 □□□-[主たる営業所の所在]		
	商 号 又 は 名 称 代 表 者 又 は 個 人 の 氏。	名	
参加を希望する業		_	番

# 様式第2号(7関係) 特定調達契約に係る競争入札等参加資格審査結果通知書

特定調達契約に係る競争入札等参加資格審査結果通知書

第 号

年 月 日

商号又は名称

代表者又は個人の氏名

様

愛媛県知事

印

1 資格の有無

業 種 区 分	資格の有無

2 有効期間 年 月 日から 年 月 日まで

令和 6 年 4 月23日 発行 341